

扇台土地区画整理事業について

令和2年度は、区6-60号線他9路線の街路築造工事及び区6-74号線他1路線の污水管整備工事を行いました。また、12棟の建物等物件移転を実施しました。

令和3年度は、区6-7号線他3路線の街路築造工事、扇台4号線他1路線の污水管整備工事、34街区14画地外宅地造成工事（裏面工事施工箇所図を参照）及び建物等物件移転を実施していきます。

工事につきましては、皆様にご迷惑をお掛けいたしますがご協力をお願いいたします。

扇台土地区画整理事業の進捗状況

事業名	事業認可 年月日	施行予定 年度	執行済額 (総事業費：千円)	進捗率 (%)	令和3年度予算 (千円)	仮換地指定率 (%)	道路整備率 (%)	建物移転率 (%)
扇台	H5.9.27	H5~R7	10,267,337 (25,100,000)	40.9	446,800	65.1	44.0	35.2

※進捗率は、事業計画上の総事業費を基礎としたものです。

令和2年度末現在

建物等物件移転のお願い

区画整理事業では、道路を築造したり、公園用地等を確保するために皆様のご協力のもと、建物等を移転していただく必要があります。移転につきましては、補償金を算定するために物件調査が必要です。移転対象の方には、移転の時期になりましたらご説明に伺いますのでご協力をお願いいたします。

○物件調査

物件調査は、原則として移転年度の前年度に、権利者の方(建物所有者の方・借家人の方)のご了承を得た上で、市の委託業者が建物や敷地内に立ち入らせていただき、調査を行い補償金額を算定いたします。

- ① 建物（内部・外部）や工作物(塀、門、舗装、機械設備等)の構造、仕様、数量、設備、建築年数等の調査
- ② 庭木、庭石等の種類や大きさ、数量
- ③ 引越しに係る動産の種類や数量
- ④ 借家人の方との賃貸借契約の内容等の調査

調査は、建物の中も確認させていただきますので、立会いをお願いいたします。調査は1日で終了する予定です。



○委任状をご用意ください！

区画整理課で発行している証明等は、地権者の方以外が取得することが出来ません。また、区画整理に関する情報のうち、個人情報にあたることは地権者の方以外にはお伝え出来ない事になっております。地権者以外の方が窓口にお越しになる際には、代理の方に対し委任状を発行して窓口へ提出するようお願いいたします。委任状につきましては、決まった書式はありませんが、対象地、委任内容及び代理人の住所氏名を記載の上、署名（住所と氏名）及び押印をお願いします。



【委任状が必要な主な申請等】

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 仮換地指定証明 | ④ 従前地や仮換地の確認 |
| ② 保留地証明 | ⑤ 仮換地指定の有無の確認 |
| ③ 画地点番図 | ⑥ 清算ポイントの確認 |

委任状の参考書式を用意しておりますので、ご利用の際は、区画整理課までお問合せください。

※証明等は、ご申請から発行までお時間をいただきます。底地証明につきましては、委任状は不要です。

○建築物の建築等を行う場合は？

（区画整理法第76条許可）

土地区画整理事業の施行地区内において、建築物の建築等を行う場合は区画整理法第76条による許可が必要です。ご計画に際しては、事前に区画整理課にご相談ください。

【対象となる行為】

- ① 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- ② 移動の容易でない物件の設置又はたい積
- ③ 盛土、切土、土の入替え、埋め立て等による土地の形質の変更

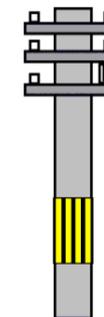
土地区画整理法第76条
許可申請書

○権利移転があった場合は？

売買、相続や贈与等により土地の所有権や借地権を移転した場合は、届出が必要です。詳しくは、区画整理課にお問い合わせください。

○電柱の移設等にご協力を！！

電柱は、皆様に電気を供給する重要なライフラインです。扇台土地区画整理事業では、道路内に電柱を建てることは原則として許可しておりません。これは、通常の通行はもとより救急車や消防車のような緊急車両の通行の妨げにならないようにするためです。区画整理事業を進めるにあたっては、既設電柱の移設や新設電柱の設置を皆様の敷地内にお願ひしなくてはなりません。何卒、電柱設置にご協力をお願いいたします。



○道路の陥没を見つけたら！

道路上に穴や陥没があると、思わぬ事故につながります。市でも確認をしていますが道路上の危険な箇所を見つけた際には、連絡をお願いいたします。



☆路上駐車・青空駐車はご遠慮ください

車両を道路に駐車させると、見通しが悪くなり事故の原因となりますので、駐車しないでください。また、区画整理事業用地への駐車はしないでください。

第102回まちづくり研究会が開催されました

令和3年度扇台区まちづくり研究会総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、通常の会議形式ではなく書面にて、令和2年度まちづくり研究会事業報告及び決算報告、令和3年度まちづくり研究会事業計画及び予算について審議され、承認されました。

【令和3年度事業】・まちづくりだより発行（第40号）

入間都市計画事業扇台土地区画整理事業 工事施工箇所図

34街区14画地外宅地造成工事

区6-7号線
(街路 L= 69.0m W= 6.0m)

区4-21号線
(街路 L= 70.0m W= 4.0m)

扇台4号線
(污水 ϕ 200 L= 125.0m)

区6-109号線
(街路 L= 77.0m W= 6.0m)

区6-12号線
(街路 L= 37.0m W= 6.0m)
(污水 ϕ 200 L= 37.0m)

